

○福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例

〔平成25年3月26日〕

〔福島県条例第38号〕

令和4年10月11日

福島県条例第49号

福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例をここに公布する。

福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例

(手数料の徴収)

第1条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)第53条第1項の規定に基づく認定及び法第55条第1項の規定に基づく変更の認定の申請者から、この条例に定めるところにより手数料を徴収する。

(低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る手数料の額)

第2条 法第53条第1項の規定による同項に規定する低炭素建築物新築等計画(以下単に「低炭素建築物新築等計画」という。)の認定の申請者(以下「認定申請者」という。)から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一戸建ての住宅(一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この条及び次条において同じ。) 39,000円(認定申請者が当該申請に係る建築物が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類で規則で定めるもの(以下「適合証」という。)を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、6,000円)
- 二 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。) 別表第1の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄)に定める額及び別表第2の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄)に定める額を合算した額
- 三 非住宅建築物(住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条及び次条において同じ。) 別表第3(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、別表第2)の上欄に掲げる当該申請に係る非住宅建築物の床面積の区分に応じ、別表第3(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、別表第

2) の下欄に定める額

四 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この条及び次条において同じ。）（住宅の用途に供する部分に係る住宅が共同住宅であるものを除く。以下この号において同じ。） 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 複合建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄）に定める額及び別表第3（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第2）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第3（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第2）の下欄に定める額を合算した額

イ 複合建築物の住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第1の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄）に定める額

ウ 複合建築物の非住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第3（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第2）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第3（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第2）の下欄に定める額

五 複合建築物（住宅の用途に供する部分が共同住宅であるものに限る。以下この号において同じ。） 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 複合建築物全体の低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第1の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄）に定める額、別表第2の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄）に定める額及び別表第3（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第2）の上欄に掲げる当該申請に係る

複合建築物の住宅以外の用途に供する部分(住宅の用途に供する共用部が住宅以外の用途にも供するものであるときは、当該部分を含む。第3条第五号アにおいて同じ。)の床面積の区分に応じ、別表第3(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第2)の下欄に定める額を合算した額

イ 複合建築物の住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合
別表第1の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄)に定める額及び別表第2の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄)に定める額を合算した額

ウ 複合建築物の非住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合
別表第3(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第2)の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分(住宅の用途に供する共用部が住宅以外の用途にも供するものであるときは、当該部分を含む。次条第五号において同じ。)の床面積の区分に応じ、別表第3(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第2)の下欄に定める額(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る手数料の額)

第3条 法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請者(以下「変更認定申請者」という。)から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一戸建ての住宅 20,000円(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、3,000円)
- 二 共同住宅等 別表第4の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄)に定める額及び別表第5の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄)に定める額を合算した額
- 三 非住宅建築物 別表第6(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第5)の上欄に掲げる当該申請に係る非住宅建築物の床面積の区分に応じ、別表第6(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第5)の下欄に定める額

四 複合建築物（住宅の用途に供する部分に係る住宅が共同住宅であるものを除く。以下この号において同じ。） 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 複合建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合
別表第4の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄）に定める額及び別表第6（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第5）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第6（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第5）の下欄に定める額を合算した額

イ 複合建築物の住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第4の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄）に定める額

ウ 複合建築物の非住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第6（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第5）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第6（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第5）の下欄に定める額

五 複合建築物（住宅の用途に供する部分が共同住宅であるものに限る。以下この号において同じ。） 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 複合建築物全体の低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第4の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄）に定める額、別表第5の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄）に定める額及び別表第6（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第5）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第6（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、

別表第5)の下欄に定める額を合算した額

イ 複合建築物の住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第4の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄)に定める額及び別表第5の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄)に定める額を合算した額

ウ 複合建築物の非住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第6(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第5)の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第6(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、別表第5)の下欄に定める額

(手数料の額の加算)

第4条 前2条の規定にかかわらず、法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査の申出をする場合における手数料の額は、前2条各号に定める額に、福島県建築基準法施行条例(昭和26年福島県条例第60号)第47条の2第1項に定める額を加算した額とする。

(手数料の納付方法)

第5条 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

(手数料の不返還)

第6条 既に納付された手数料は、返還しない。

(過料)

第7条 詐欺その他の不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円)以下の過料を科する。

附 則(平成25年3月26日条例第38号)

- 1 この条例は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に申請された法第53条第1項の規定に基づく認定及び法第55条第1項の規定に基づく変更の認定の申請について適用する。

附 則(令和4年10月11日条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 54 条第 1 項の認定（以下「計画認定」という。）を受けている法第 53 条第 1 項の低炭素建築物新築等計画（以下単に「計画」という。）に係る法第 55 条第 1 項の規定による変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）に係る手数料の額については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にされている法第 53 条第 1 項の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）に係る手数料の額については、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた認定申請に基づき計画認定を受けた計画の変更認定申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

戸数	手数料の額	適合証を添付した場合 の手数料の額
1 戸	39,000円	6,000円
2 戸以上 5 戸以下	79,000円	11,000円
6 戸以上10戸以下	111,000円	19,000円
11戸以上25戸以下	156,000円	31,000円
26戸以上50戸以下	224,000円	52,000円
51戸以上100戸以下	321,000円	92,000円
101戸以上200戸以下	434,000円	145,000円
201戸以上300戸以下	569,000円	183,000円
301戸以上	668,000円	196,000円

別表第 2（第 2 条関係）

床面積	手数料の額	適合証を添付した場合 の手数料の額
300平方メートル以下	125,000円	11,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以下	206,000円	31,000円

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	320,000円	92,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	411,000円	145,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下	491,000円	183,000円
25,000平方メートルを超えるもの	572,000円	229,000円

別表第3（第2条関係）

床面積	手数料の額
300平方メートル以下	275,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以下	438,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	623,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	765,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下	901,000円
25,000平方メートルを超えるもの	1,028,000円

別表第4（第3条関係）

戸数	手数料の額	適合証を添付した場合 の手数料の額
1戸	20,000円	3,000円
2戸以上5戸以下	40,000円	6,000円
6戸以上10戸以下	56,000円	10,000円
11戸以上25戸以下	78,000円	16,000円
26戸以上50戸以下	112,000円	26,000円
51戸以上100戸以下	161,000円	46,000円
101戸以上200戸以下	217,000円	73,000円
201戸以上300戸以下	285,000円	92,000円
301戸以上	334,000円	98,000円

別表第5（第3条関係）

床面積	手数料の額	適合証を添付した場合 の手数料の額
-----	-------	----------------------

300平方メートル以下	63,000円	6,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以下	103,000円	16,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	160,000円	46,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	206,000円	73,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下	246,000円	92,000円
25,000平方メートルを超えるもの	286,000円	115,000円

別表第6（第3条関係）

床面積	手数料の額
300平方メートル以下	138,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以下	219,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	312,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	383,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下	451,000円
25,000平方メートルを超えるもの	514,000円